

**社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会**  
**兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済施行細則**

平成5年4月1日施行

(目的)

第1条 この細則は、兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定め、共済制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(加入通知)

第2条 加入通知は、事業主が「事業主加入申込書」（様式第1号）により、施設単位で職員の加入通知事項を「職員名簿」にとりまとめて（様式第1号の2）行う。「事業主加入申込書」にある「施設コード」、及び「職員名簿」にある「職種コード」とは（別表1）のとおりである。

第3条 事業主は加入済みで、施設等を新設した場合も前条と同様の加入通知を行う。

第4条 対象職員が新たに加入するときは、「職員加入届」（様式第2号）により加入通知を行う。

(掛金の納付)

第5条 事業主は、兵庫県社会福祉協議会が毎月送付する「掛金請求書」により、事業主掛金及び加入職員掛金をとりまとめて、施設毎に月末までに所定の払込み用紙により納付する。

第6条 毎月の掛金納付対象職員は、当該月1日現在加入職員とする。ただし、掛金中断中の加入職員は除く。

第7条 掛金納付時の振込み手数料は、事業主が負担する。

第8条 掛金の督促納付期限を経過してもなお掛金が納付されない場合は、掛金の額つき年12%の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

(掛金の中断)

第9条 加入職員が休業・休職等の理由により掛金を中断するときは、「加入者異動・変更届」（様式第5号）により届出るものとする。

(掛金の復活)

第10条 加入職員が復職等の理由により、再び掛金を納付するときは、「加入者異動・変更届」（様式第5号）により届出るものとする。

(退職届)

第11条 加入職員が退職したときは、「職員退会届・一時金請求書」（様式第3号）により届出るものとする。

(退職給付金の請求)

第12条 規程第13条により給付を受けようとする受給権者は、「職員退会届・一時金請求書」(様式第3号)に署名捺印の上、事業主に提出するものとする。

第13条 規程第13条第3項にいう社会福祉施設職員等退職手当共済法第10条とは、次のとおりである。

- 1 退職給付金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 配偶者(届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 退職給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定する順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序による。
- 3 前項の規定により退職給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、退職給付金は、その人数によって等分して支給する。  
(諸 届)

第14条 加入職員または事業主において、次に定める変更事由が生じたときは、次の届出を提出するものとする。

- (1) 当該年度4月1日現在における加入職員の本俸月額等は「本俸月額変更届」(様式第4号)を提出する。
- (2) 加入職員が、他の事業主が経営する加入施設・団体等に異動し、継続加入を希望するとき、又は、同一法人(事業主)内で配置替したときは「加入者異動・変更届」(様式第5号)を提出する。
- (3) 加入職員が、氏名を変更したときは「加入者異動・変更届」(様式第5号)を提出する。
- (4) 事業主が氏名等を変更したときは「事業主氏名等変更届」(様式第6号)を提出する。
- (5) 加入施設・団体等が休・廃止、経営移管となったときは「施設の休・廃止等届」(様式第7号)を提出する。
- (6) 事業主が、本共済を脱退するときは「脱退届」(様式第8号)を提出する。

(実施細則)

第15条 規程及びこの細則の施行について必要な事項で、規程及び細則

に定めがないものについては、県社協会長が別にこれを定める。

附 則

この細則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

## 別表 1

## コ ー ド 表

施 設 コ ー ド	番 号
老人福祉施設	01
障害者・児支援事業所	02
保育所	04
母子生活支援施設・乳児院・児童養護施設	05
更生施設・更生保護会	06
社会福祉協議会	07
福祉団体	08
その他	09

職 種 コ ー ド	番 号
施設長	01
指導員・相談員・支援員	02
保育士	03
介護職員	04
医師	05
看護師	06
訓練指導員	07
栄養士	08
調理員	09
事務員	10
介助員	11
ホームヘルパー	12
施設職員でその他の職員	13
社協職員	14
福祉団体職員	15
法外施設職員等	16
介護支援専門員	17